

平成13年第1回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成13年3月1日(木曜日)

議事日程 第1号

平成13年3月1日(木曜日)午前10時開議

- 第1 議長辞職の件
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 市長発言
- 第5 議会運営委員会経過報告
- 第6 諸報告
- 第7 議案第1号 教育委員会委員の任命について
- 第8 議案第2号 藤岡市部設置条例の全部改正について
- 第9 議案第3号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第4号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第5号 藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第6号 藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について
- 第13 議案第7号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第8号 藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第9号 藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について
- 第16 議案第10号 藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 第17 議案第11号 藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について
- 議案第12号 藤岡市勤労者生活資金融資条例の一部改正について
- 議案第13号 藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例の一部改正について
- 第18 議案第14号 藤岡市下水道条例の一部改正について
- 第19 議案第15号 藤岡市用品調達基金条例の廃止について
- 第20 議案第16号 藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第17号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第22 議案第18号 市道路線の廃止について
- 議案第19号 市道路線の認定について
- 第23 議案第20号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について
- 第24 議案第21号 平成12年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)

- 第 2 5 議案第 2 2 号 平成 1 2 年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 2 3 号 平成 1 2 年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 2 4 号 平成 1 2 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 2 5 号 平成 1 2 年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 2 6 号 平成 1 2 年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 8 議案第 2 7 号 平成 1 2 年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 9 議案第 2 8 号 平成 1 2 年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 0 議案第 2 9 号 平成 1 2 年度藤岡市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 1 議案第 3 0 号 平成 1 3 年度藤岡市一般会計予算  
議案第 3 1 号 平成 1 3 年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計予算  
議案第 3 2 号 平成 1 3 年度藤岡市老人保健特別会計予算  
議案第 3 3 号 平成 1 3 年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計予算  
議案第 3 4 号 平成 1 3 年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
議案第 3 5 号 平成 1 3 年度藤岡市学校給食センター特別会計予算  
議案第 3 6 号 平成 1 3 年度藤岡市下水道事業特別会計予算  
議案第 3 7 号 平成 1 3 年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計予算  
議案第 3 8 号 平成 1 3 年度藤岡市簡易水道事業特別会計予算  
議案第 3 9 号 平成 1 3 年度藤岡市水道事業会計予算
- 第 3 2 議員提出議案第 1 号 藤岡市議会委員会条例の一部改正について
- 第 3 3 議員提出議案第 3 号 藤岡市議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
- 第 3 4 議員提出議案第 4 号 藤岡市議会事務局条例の一部改正について

## 本日の会議に付した事件

### 第 1 議長辞職の件

#### 議長の選挙

#### 副議長の選挙

### 第 2 会期の決定

### 第 3 会議録署名議員の指名

### 第 4 市長発言

### 第 5 議会運営委員会経過報告

### 第 6 諸報告

### 第 7 議案第 1 号 教育委員会委員の任命について

### 第 8 議案第 2 号 藤岡市部設置条例の全部改正について

- 第 9 議案第 3号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 4号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 11 議案第 5号 藤岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第 12 議案第 6号 藤岡市霊柩自動車利用条例の制定について
- 第 13 議案第 7号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 8号 藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 9号 藤岡市介護給付費準備基金条例の制定について
- 第 16 議案第 10号 藤岡市営駐車場の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 第 17 議案第 11号 藤岡市労働環境整備資金融資促進条例の一部改正について
- 議案第 12号 藤岡市勤労者生活資金融資条例の一部改正について
- 議案第 13号 藤岡市勤労者住宅建設資金融資促進条例の一部改正について
- 第 18 議案第 14号 藤岡市下水道条例の一部改正について
- 第 19 議案第 15号 藤岡市用品調達基金条例の廃止について
- 第 20 議案第 16号 藤岡市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 21 議案第 17号 藤岡市等介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第 22 議案第 18号 市道路線の廃止について
- 議案第 19号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第 20号 藤岡市営上落合土地改良事業計画の変更について

出席議員（24名）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民生活部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
水道部長	中島征一郎君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
議事調査係長	宮澤正浩		

## 開 会 及 び 開 議

午前10時6分開議

議 長（川野盛幸君） 出席議員定数に達しましたので、議会は成立いたします。  
ただいまから平成13年第1回藤岡市議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

### 第1 議長辞職の件

議 長（川野盛幸君） 日程第1、議長辞職の件を議題といたします。  
地方自治法第117条の規定により退場し、副議長と交代いたします。  
（21番 川野盛幸君退場、副議長 中村菊雄君議長席に着く）

副 議 長（中村菊雄君） 議長の都合により副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。  
まず、辞職願を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長（青柳孝之君）

平成13年2月15日

藤岡市議会副議長 中村 菊雄様

藤岡市議会議長 川野 盛幸

辞 職 願

今般一身上の都合により議長を辞職した  
いから許可されるようお願い出ます

以上です

副 議 長（中村菊雄君） お諮りいたします。川野盛幸君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副 議 長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、川野盛幸君の議長の辞職を許可することに決しました。

川野盛幸君の入場を求めます。

（21番 川野盛幸君入場）

### 日 程 追 加 の 件

副 議 長（中村菊雄君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午後3時53分再開

副議長(中村菊雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙

副議長(中村菊雄君) これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

副議長(中村菊雄君) ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

副議長(中村菊雄君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(中村菊雄君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

副議長(中村菊雄君) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)

副議長(中村菊雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(中村菊雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長(中村菊雄君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番笠原史嗣君及び11番齊藤千枝子君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

(開票)

副議長(中村菊雄君) 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数24票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 3票

有効投票中

中村菊雄 21票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、中村菊雄が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中村菊雄が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長承諾のあいさつを願います。中村菊雄の登壇を願います。

(議長 中村菊雄君登壇)

議長(中村菊雄君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま不肖私が藤岡市議会議長に当選させていただきまして、心から感謝しておりますところであります。もとより浅学非才、その器でございませぬが、この重責につく以上は住民福祉の向上と藤岡発展、それに議会の円満なる運営のため、全精力を傾注する所存でございます。議員各位をはじめ、皆様方の限りないご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げまして、議長就任のあいさつといたします。よろしくお願ひします。

#### 日程追加の件

議長(中村菊雄君) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

#### 会議時間の延長

議長(中村菊雄君) 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。暫時休憩いたします。

午後4時8分休憩

午後5時39分再開

議長(中村菊雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 副議長の選挙

議長(中村菊雄君) これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中村菊雄君) ただいまの出席議員数は24人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中村菊雄君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中村菊雄君) 異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)



議 長（中村菊雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中村菊雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議 長（中村菊雄君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番佐藤淳君及び9番茂木光雄君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

（開 票）

議 長（中村菊雄君） 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数 24票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 24票

有効投票中

新井雅博君 24票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、新井雅博君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました新井雅博君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長承諾のあいさつを願います。新井雅博君の登壇を願います。

（副議長 新井雅博君登壇）

副 議 長（新井雅博君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまの藤岡市議会副議長選挙におきまして、不肖私が当選させていただきました。心から感謝を申し上げます。この重責をお引き受けする以上、まことに浅学非才ではございますが、議長の補佐役として誠心誠意、円滑なる議会運営に努力する所存でございます。議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。副議長就任のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

## 第2 会期の決定

議長（中村菊雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月16日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの16日間と決定いたしました。

### 第3 会議録署名議員の指名

議長（中村菊雄君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番反町清君、6番片山喜博君、7番金子勝治君を指名いたします。

### 第4 市長発言

議長（中村菊雄君） 日程第4、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 平成13年第1回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙の中ご出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。また、議員各位におかれましては、平素より藤岡市の行政運営に対しましてご協力を賜っていますことを心より感謝を申し上げる次第であります。

ただいま正副議長が決定いたしました。当選された議長と副議長のお二人に心からお祝いを申し上げます。議長に当選されました中村菊雄議員は、平成7年4月市議会議員選挙に初当選して以来、2期6年間活躍されてまいりました方であります。副議長の新井雅博議員は、平成9年3月市議会議員選挙に初当選して以来、2期4年間活躍された方であります。お二人とも市民からの信望は厚く、正副議長にふさわしい方であり、地方分権を推進する今、議会活動に十分な指導力を発揮されますことを心からご期待を申し上げます。

いよいよ21世紀という新しい時代を迎え、社会構造も国民生活も大きく変わろうとしております。高度成長化、国際化の波はあらゆる部門に大きな影響を及ぼしてまいりました。また、経済は依然として低迷を続ける先の見えない状況が続いているところであります。平成13年度予算について、群馬県をはじめ各市とも緊縮型予算を計上しており、こうしたところからも日本経済の先行きの不透明感と長期にわたる税収の落ち込みによる地方財政の厳しさを肌で感じているところであります。だれもが一日も早い経済の回復と新たな社会構造の構築を期待するものであります。こうした中、藤岡市は積極的な予算を組みました。これは昨年度が事業のはざまに当たりワンクッション置いた形になったと、そ

の反動でもあるというふうに思います。21世紀という新しい時代の幕あけに当たり、本年度藤岡市が大きく飛躍していくための第一歩の年としてとらえ、未来を見据え地方分権が進む中、真の意味で住民自治の原点に立ち返り、変革の時代の中でも市民ニーズにこたえることができる生活感動のあるまちを進めてまいりたい、としっかりとした予算を組み立てた次第でございます。

経済においても、市民生活においても、活気を取り戻すことを国民のすべてが望んでおります。群馬県の玄関口に位置する藤岡市は北関東自動車道の整備とともに、さらに利便性は高まり、高速交通網のクロスポイントに当たり、日本の中心に位置する立地条件を生かして、交流の拠点となるべくまちづくりを推進することが最大の課題であると考えております。昨年4月には長年の懸案でございましたハイウェイオアシスららん藤岡がオープンし、11月には来場者が100万人を超えることができ、かなりのにぎわいを見せております。人・物・文化の交流する情報の発信拠点として藤岡市の顔としてふさわしい施設と考えておるところでございます。

今後は、北藤岡駅周辺土地区画整理事業の推進と期成同盟会設立結成以来30年になんなんとする高崎線北藤岡新駅の実現を目指して藤岡市の玄関口の整備をさらに進めてまいりたいと考えております。また、八高線の活性化をはじめ、空洞化する中心市街地の活性化計画、日野・高山地域振興計画など、地域全体の活性化に努めるとともに、自然と歴史的文化遺産を生かした毛野国白石丘陵公園、郷土博物館、平井城の完全整備、観光資源として竹沼周辺など、文化の薫るまちづくりにも力を注いでまいりたいと考えております。また、南部地域の基盤整備や農業振興計画を推進し、農業の経営安定化を進めてまいります。

さらに、全国的な行政課題となっている少子・高齢化に対応する施策に取り組み、新しい福祉社会の構築を目指しながら未来を担う子供たちが健やかに成長していけるような教育環境を整備するとともに、教育行政のあり方にも踏み込んでまいりたいと考えております。

以上、21世紀の初頭、我々に課せられた課題が山積している中で、すべてに対して積極的に取り組んでまいりたいと思います。じっとしては何もできない。今、すべきことは今やらなければという、しっかりとした考え方をとらえ、未来の藤岡市のために魅力ある活気にみなぎる藤岡市建設のために努力を続けてまいる所存でありますので、議員各位におかれましては一層のご理解とお力添えをお願いする次第であります。

本議会に提案申し上げましたのは、13年度一般会計予算をはじめとする議案39件ですが、13年度予算は快適なまちづくりのために基盤整備や生活関連項目を重点的に配分した予算編成とさせていただきます。いずれも市民生活に関連した重要なもので

ありますので、慎重審議をいただきまして、ご決定くださるようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

## 第5 議会運営委員会経過報告

議長（中村菊雄君） 日程第5、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原吉三君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 塩原吉三君登壇）

議会運営委員会委員長（塩原吉三君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により2月27日及び先ほど委員会を開催し、本日招集となりました平成13年第1回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

今定例会に付議されますものは、議長辞職の件をはじめ、市長提出議案39件、議員提出議案3件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第7、議案第1号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第8、議案第2号から日程第11、議案第5号までの4議案、日程第13、議案第7号から日程第14、議案第8号までの2議案、日程第16、議案第10号、日程第18、議案第14号、日程第20、議案第16号から日程第21、議案第17号までの2議案、日程第23、議案第20号から日程第24、議案第21号までの2議案、日程第27、議案第26号から日程第30、議案第29号までの4議案、計16議案、日程第32、議員提出議案第1号、日程第33、議員提出議案第3号から日程第34、議員提出議案第4号までの2議案、計3議案につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第17、議案第11号、議案第12号及び議案第13号、日程第22、議案第18号と議案第19号、日程第25、議案第22号と議案第23号、日程第26、議案第24号と議案第25号、計9議案につきましては一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第12、議案第6号及び日程第15、議案第9号につきましては教務厚生常任委員会に付託、日程第19、議案第15号につきましては総務常任委員会に付託することに決定いたしました。日程第31、議案第30号平成13年度藤岡市一般会計予算ほか9特別会計につきましては一括上程、提案説明後、総括質疑を行い、予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

次に、3月12日、議事日程（第2号）一般質問ですが、7人の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日3月1日から3月16日までの16日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案の委員会付託まで行い、3月2日から3月11日まで休会とし、この間において総務、教務厚生各常任委員会と予算特別委員会を開催し、議案の審査を願います。3月12日と3月14日に本会議を開き、一般質問を行い、3月13日及び3月15日を休会、3月16日本会議を開いて、付託議案に対する各委員長報告、質疑、討論、採決をして今期市議会定例会を閉会と決定いたしました。

次に、休会中の日程について申し上げます。3月2日午前10時から総務常任委員会、午後1時30分から教務厚生常任委員会を第2委員会室で、3月7日、8日の2日間は予算特別委員会を第1委員会室で午前10時から開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（中村菊雄君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

## 第6 諸報告

議長（中村菊雄君） 日程第6、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 報告申し上げます。

初めに、監査委員より平成12年度11月、12月、1月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、今期定例会に提出されますものは市長提出議案39件、議員提出議案3件でございます。

次に、去る12月議会で可決されました議員提出議案第3号「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に提出をいたしました。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

動 議

(「議長」の声あり)

議長(中村菊雄君) 片山喜博君。

6番(片山喜博君) 動議。議員川野盛幸君は、藤岡市議会議員政治倫理規定第3条第8号地位を利用し、いかなる金品を受領しないことに基づき、金銭の授受は2月15日の全員協議会で認めたと、政治的、道義的な責任を今まで明確にせず、よって議員川野盛幸君に対する議員辞職勧告の動議です。

(「賛成」の声あり)

議長(中村菊雄君) ただいま片山喜博君から議員川野盛幸君の議員辞職勧告の動議に関する決議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

地方自治法第117条の規定により議員川野盛幸君の退席を願います。

(21番 川野盛幸君退場)

議長(中村菊雄君) 暫時休憩いたします。

午後6時13分休憩

午後6時14分再開

議長(中村菊雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加の件

議長(中村菊雄君) お諮りいたします。ただいまの件の動議につきまして、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議あり」「異議なし」の声あり)

議長(中村菊雄君) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

(「休憩」の声あり)

議長(中村菊雄君) 暫時休憩いたします。

午後6時15分休憩

午後6時16分再開

議長(中村菊雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(中村菊雄君) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立少数であります。

よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることは否決されました。

議長（中村菊雄君） 川野盛幸君の入場を求めます。

（ 21番 川野盛幸君入場）

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午後6時17分休憩

午後6時18分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 第7 議案第1号 教育委員会委員の任命について

議長（中村菊雄君） 日程第7、議案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 議案第1号藤岡市教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、教育委員の任期は4年と定められております。3月31日をもって田中文作氏が任期満了となりました。その後任として竹市文光氏を任命いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

竹市氏は、藤岡市藤岡に居住されており、昭和20年生まれ55歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和47年駒澤大学大学院を修了後、同年より藤岡高等学校の教諭として赴任し、昭和58年に退職、その後ひかり保育園職員として児童保育に携わり、昭和61年に園長に就任、平成10年には社会福祉法人光徳会理事長に就任され、現在に至っております。また、平成4年より民生児童委員、平成11年より藤岡市行政検討懇談会福祉専門委員、日本刻字協会常任理事審査会委員に就任されるなど、教育、学術及び文化について豊富な知識と経験を有し、最適任であると考え、ご提案を申し上げます。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第1号教育委員会委員の任命について同意を求めめるの件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中村菊雄君） 起立全員であります。よって、議案第1号教育委員会委員の任命について同意を求めめるの件は、これに同意することに決しました。

#### 第8 議案第2号 藤岡市部設置条例の全部改正について

議長（中村菊雄君） 日程第8、議案第2号藤岡市部設置条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 議案第2号藤岡市部設置条例の全部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在、行政を取り巻く社会経済環境は、出口の見えない不況を乗り切るため、経費削減を徹底しており、民間企業は人員削減、リストラ、組織のスリム化を余儀なくされております。こうした中、地方公共団体においても組織の見直しや効率化、合理化をはじめとした行財政改革の要請が非常に強くなってきております。今回の改正は、このような状況のもと、市民サービスの向上と効率的で将来を見据えた行政組織の構築を目的として実施したいと考えるものです。

改正する主な内容は、1点目として、都市建設部下水道課を上下水道部に移管するため、市長部局に上下水道部を設置します。2点目として、市民生活部を市民環境部に名称変更します。3点目として、総務部の分掌事務に市民活動に関する事項及び入札に関する事項



を追加するものです。なお、これに伴い課、係の再編を行うこととなりますが、課の名称を規定している関係条例の一部改正を本条例の附則で行うものとします。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議 長（中村菊雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

青柳正敏君。

1 4 番（青柳正敏君） 何点が質問させていただきます。

先日、この件に関しまして説明会を受けたわけでありまして、自分としてちょっとわかりかねる点がありますので、よろしく願います。まず、廃止する部署があることについて伺います。水対策室が廃止されて他の部局の中でそういった事業は行うということでありまして、また農業振興室も農林課の中の一係という中で、そういった業務を続けていくということでありまして、二つの設置されました水対策室、農業振興室は当初目的を達成しているというふうになかなか私は理解できないものですが、この点について農業振興室、特にこれにおきましては農業振興株式会社を補佐する形の中で地域農業の活性化、いろいろな形の中で市長もよく食べていける農業を何とか藤岡市でしていかなければということをおっしゃっていたわけですが、農業振興株式会社建設設置されましたけれども、この中で目玉的な形の中で堆肥センターを何とかつくりたい、こういう話にずっと取り組んできたわけですが、なかなか堆肥センターの設置、建設地の指定すらまだ決定できない状態ではないかというふうに思いますし、また畜産農家にとりましては国での法律により畜産のふん尿処理に関する適正な処理をしなければならぬということでありまして、これも早急に取り組む必要があるというふうに思っております。畜産農家にとってはこれができるかできないかにおきまして自分の経営方針すら変えていかなければならないという大変重要なものであるというふうに思っております。この点についてどのようなお考えなのかをお聞かせ願いたいというふうに思っております。

また、美九里・日野ですか、これに市の出先機関という中で出張所に職員1名をとということでありまして、今、機構改革の中で新しい部署もつくり、人員をそちらにも振り向けなければならないというふうに感じております。水道関係におきまして、石綿管の布設替え等、大きな事業が控えているというふうにも感じているわけですが、こういったところにおきまして給水工務第一係、第二係という形でやはり職員をそれに振り向けなければならない。また、情報率課ですか、こういったことにも積極的に取り組んでいかなければならない。こういった中においてやはり今まで日野山間の方、また美九里におきましては高山地区の方には、証明書一つとるにしても大変な思いを長くご苦労願

っていたわけですが、もう少しこういった地区の人たちにも我慢していただき、平成15年ぐらいにはこういった情報能率課といった中において整備がされるということもある程度めどがついているということも伺っておりますので、何とか今までの事業といったものが停滞することのないような中でしていかなければならないというふうに思うわけですが、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 議員のご質問にお答えをいたします。

水対策室、農業振興室の廃止ということでございます。既に説明等でご案内のとおりでございますが、いわゆる水対策室等につきましては、これが農村整備課なり、商工観光課の方に移るわけでございます。また、農業振興室の関係につきましては、農林課の方に移っていくわけでございます。ただいまその課の設置と廃止等についてということでご心配をいただいております。ご承知のように、今回新しく政策調整官というような次長制度ですか、そういうような政策調整官というのをつくるわけでございます。こうした中におきまして十分その辺の対応につきましてはできるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいということで回答とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 市民生活部長。

（市民生活部長 塚越正夫君登壇）

市民生活部長（塚越正夫君） 美九里・日野の出張所のことにつきましてお答えをさせていただきます。

現在、日野・美九里の公民館に市民課の窓口届け出をするものを今日野と美九里の出張所で届け出ができるように準備を進めておるわけでございます。そういう中で、特に日野におきましては山間地という、そしてなおかつ高齢化という中でなかなか藤岡市役所の方まで来るのは非常に大変だ。特にまた美九里におきましても、高山地区の人、こういう方々が非常に藤岡の市役所の方まで来るのは大変だという中で、もう少し近いところでとれないかというご意見等が非常にあったわけでございます。そういう中で届け出等が簡単にでき、また市役所まで来ると非常に駐車場等いろいろ問題点もあるわけでございますが、そういう中で公民館等でやっただけであればという要望がありまして、それに十分対応できるような今計画をされてきておるわけでございます。今後につきましても、十分な出張所の充実を図っていききたいと、そして地域の方々によかったという窓口を設置していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（中村菊雄君） 青柳正敏君。

14番（青柳正敏君） 日野・高山の特に山間の方には大変な思いであるということは私もわかっ

ております。この中で現在、印鑑証明とか、いろいろな証明等あるわけですが、例えば美九里であれば高山地区の方においては年間で何名ぐらいの方が市に出向き、そういった証明書類等の申請があるのかということがどのくらいになっているのかということをごんじ聞かせていただきたいと思うわけですが、また日野は昔で言う日野何里というぐらゐ山を行くわけですが、できることであれば試験的な中で日野なら日野、そういう中で1年なり2年経過を見る、そしてやはりこれは非常に地域の人たちも助かる。何とか美九里にもというよゐな、一度にということはやゐり職員を2名そこへ常駐させるという形になると思います。藤岡市各部局におきましてはやはりいろいろしなければならぬ仕事が増えてきてゐるわけだす。

北藤岡周辺区画整理におきまして、今3.5ヘクタールぐらゐだすか、進んでゐるわけだすけれども、このぐらゐの面積で毎年やゐってゐたとしたらこれも25年も30年もというほどかかゐってしまう。できることであればこれも年々10ヘクタールぐらゐはというぐらゐに進めなければならぬのではないかと思ゐます。こゐうゐった整備が進むこともまた考ゐえよゐによゐっては北藤岡駅の高崎線停車駅という促進にもつなゐがるのではないかというふゐうに思ゐられるわけだすけれども、今までやゐっていた中で情報能率課をつゐくるとか、いろいろな形でやはり職員をそこへ振り向けなければならぬ。市役所の中が手薄になゐってしまうのではないか。それにおゐいて市民へのサービスが減少、減退を来してはゐいけないというふゐうに思ゐうわけだすけれども、この点もゐう一度伺ゐたいというふゐうに思ゐます。

また、農業振興室のことだすけれども、畜産農家の方におきましては市で堆肥センターをつゐくゐてくれるというこゐとで、非常に期待の大きいものであります。また、これも年度を決められてゐるという中におきまして、その処理の施設をつゐくらなければならぬというこゐとでありまして、もしこれができないというこゐとになれば、畜産農家におゐいてはやめざるを得ないというよゐな声すら既に聞かれてゐるわけでありまして。農業の振興、食べてゐける農業というこゐとを強く言ゐてくださゐてゐます市長にぜひ堆肥センターは市の力をもゐって何とかするのだという安心してゐただけゐるよゐなそゐうゐのお言葉をゐただければというふゐうに思ゐうわけだすけれども、ぜひよろしくお願ゐいゐたします。お考ゐえを聞かせてゐただけゐたいと思ゐます。

議 長（中村菊雄君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 自席からお答ゐえをさせてゐたゞきます。

先ほども堆肥センターの係ゐというこゐとではなくして、農業振興室の係ゐとあるゐいは水対策室の係ゐという形の中だすで答ゐ弁をさせてゐたゞいたわけだすでございます。政策調整官を今後新しくつゐくゐりますよというお話をさせてゐたゞきました。その中におきましての重要施策の一つとゐたゞしまして、堆肥センターの係ゐにつきましては一つの大きな項目とゐたゞし

まして、政策の中に取り入れさせていただいておるということでございますので、ひとつご理解をいただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（中村菊雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（塚越正夫君） 美九里の高山の人たちがどのぐらい市役所の方に来られて届け出をするかという資料でございますが、今持ち合わせておりませんので、後日提出をさせていただきたいというふうに思っております。それと美九里の出張所でございますが、高山地区は当然遠いわけでございますが、高山の地域の方だけではなくして公民館周辺の人たちも市役所に来るよりは近いということで非常に利用される方が多いかな、また市役所におきましてその方々がそちらでとっていただくということになりますと、窓口もすいて市民の方にご迷惑をかけないということを考えております。また、出張所につきましては、届け出等を充実させて、市民が本当によかったという窓口をつくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 青柳議員の質問にお答えをさせていただきます。

農業振興にかかわる堆肥センターの問題でありますけれども、この問題につきましては皆さん方もおおむねご理解をいただいていると思っておりますけれども、今白石において設置する場所等の選定についてお願いをし、そして地域の人たちの同意をお願いするところでございますけれども、しかしああした施設でありますから、皆さん方が非常に厳しいものを持っております。これを何とかして法の改正までに積極的に進めていくつもりでございますし、また今回そうした中でも政策調整官等を配置し、そしてその体制の中で進めていきたい。私は堆肥センターについては、青柳議員も心配するようにこれからの農業振興には大きなことを考えながら、そして有機肥料栽培と申しますか、そうしたところまで入っていく、こういう考え方の中でやらせていただきたいということで進めているところでございますので、ご協力をいただきながらその推進を図っていききたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中村菊雄君） 木村喜徳君。

1 3 番（木村喜徳君） 先ほどの企画部長の答弁の中、また今、市長の中で政策調整官という言葉が出てきたのですけれども、新聞等ではちょっと内容を知ったのですけれども、この役割を設定した意味で、どのような役割を持つのか、また期待をして設置をしたのか。ご説明をお願いいたします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

(企画部長 田中信一君登壇)

企画部長(田中信一君) 質問にお答えをさせていただきます。

政策官の任用についての役割ということで回答させていただきたいと思いますが、地方分権や情報化など、行政を取り巻く環境が大きく変化する中で、従来の常識や枠にとらわれることなく、新しい発想や手法が求められておるわけでございます。このため、今後市としての都市の将来像を明確にし、具体的政策を推進する必要があるわけでございます。一方、命令系統の明確化や役割、責任などのために長く使用された職階や細分化された役割分担は縦割り主義の弊害を生んでおるわけでございます。政策推進機能を高め、縦割り主義の弊害をなくすため、政策調整官は部を横断した考え方の中で政策の調整会議を毎週開催し、横の連絡を図り、あわせて個別具体的な内部の課題に対応していくということで設置をさせていただいたわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(中村菊雄君) 吉田達哉君。

2 3 番(吉田達哉君) 議案第2号藤岡市部設置条例の全部改正について、何点か質問をさせていただきます。

この部設置条例の全部改正ということですが、先ほど質疑応答の中で出ておりましたとおり、藤岡市の機構改革に基づいてこのように名称を変更したり、いろいろな条例について改正をしていくということで理解はできます。そんな中で、まず総体的な質問を1件します。改革というものについての基本的な考え方についてお聞かせいただきたいのですが、企業などですと会計士ですとか、そういった中小企業診断士だとかいろいろな方に相談をしながら、この企業についてはこういうところで経費が非常に膨らんでおりますよとか、こういうところでコストが大分かかっておりますよとか、いろいろな形の中で指摘を受けたり、会社の方針についていろいろ精査をしながらこういった改革に取り組んでいくことと思います。

それから、それは利益を生む企業ですからまず利益が生めるような形でということですが、行政においては行政というのは最大のサービス産業であるという位置づけから考えますと、そういった中でスリム化にすればすべてがいいのだということでもないと思うのです。そこで住民サービスが滞ってしまったり、非常に市民に不便をかけたという事では、これは改革をしても価値のないことになってしまうということがありますので、この機構改革を定めるに当たって市長をはじめ、部長さん方が協議をして上からこういう形で行きますよという形で改革を進めてきたのか、それとも各部署に話をして藤岡市もスリム化をしなければいけませんといって、各部署で自分たちの部署の中のことは一番わかるのだからということで進めていけば我々の部署もスマートにもなるし、経費も余

分にかからないし、また住民サービスも怠らないで済みますよという形をとったのか、上から来たのか下から上がってきたものをやったのか、そのどちらかだと思うので、その辺についてどういう形で機構改革の案がつくられていったのか。そして、その中にどういうことを主体にして、今いろいろと説明がありましたけれども、これが目玉だというようなものがどういうことなのか、まずそれについて1点お聞かせいただきたいと思います。

それから、今度細部にわたっているいろいろお聞かせいただくわけですが、経費削減ということで説明がありましたけれども、政策調整官は先ほども話が出ておりましたけれども、縦割りの弊害をなくしていくのだ。横の連携を深くしていくということでありますけれども、今度水道部と下水道課が一緒になって上下水道部ということでありますけれども、役所の中にしてみれば横のいろいろな連携というのはできると思うのですけれども、国から補助金ですとか、そういったものがついてきているものがあります。そういうものは縦割りで来ていると思うのです。だから、そういうものは例えば水にしてみると厚生省管轄の水もあれば、農林水産省管轄の水もある。これが今新しい部署名で省庁が変わったのできれいなことが言えるかわからないけれども、今までだったら要するに厚生省管轄のもの、それから農林水産省管轄のものとか、そういういろいろなものがあると思うのですけれども、そういうものが国の方の整備ができないのに役所の中でそれを整備するといっても補助金の関係や何やらでひもつきのものがあるのでなかなかうまくいかないのではないかと考えるのですけれども、その辺をどうするのか。

それから、説明会の中でもありましたけれども、いろいろな政策を打ち出していくのだということなのですけれども、当藤岡市においては公立藤岡総合病院というのを持っているのですけれども、そういう病院ですとコンサルタントを入れたりとか、そういうことでやっているのですけれども、政策調整官の方々がそういった政策調整会議をする、そのほかにも藤岡市の政策について協議をしていくということになりますと、いろいろ市役所以外にも諮問機関を持っていると思うのですけれども、その辺との兼ね合いはどうしていくのか、その辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほども申しましたけれども、水道部と下水道課が一緒になって上下水道部になる。これから水道部については、10年間で水道の石綿管の布設替えを行っていくということで説明をいただいております。そういった中で私は何度も指摘をしましたけれども、あまり経費をかけないでなるべく少ない予算の中でやってくれと、それは材質を落とせとか、手抜き工事をしろということではなくて、例えば設計にしても外注へ発注していたものを水道部の中で設計ができるのであれば割高な外注に出すよりもいいわけですから、そういった体制をつくったときに今の水道部の場所に下水道課が入るということになるとかなり手狭になって仕事に支障を来す場面もできてくるのではないかというふうに感じら

れるわけですが、その辺についてどういうふうに通整理をしてやっていくのか、その辺についても伺います。

それから、今度なくなります中に水対策室というのがありますよね。この水対策室を設置するときに我々もいろいろと説明を聞きました。今、藤岡市で持っている揚水をためておくところであります貯水池が幾つかあります。そのところが要するに農業用水であるということの中から藤岡市は工業用水がないので、それが工業用水に振り分けられないかどうかということ进行调查するのだといったような説明を聞いたように記憶しているのですが、今度それがなくなるわけですが、当初の目的が達成できたのかどうか。その辺についても伺いたしたいと思います。

それから、水対策室なので、もし当初の目的が達成できて要らなくなったとするのであれば、今度は平成23年、24年あたりに上水道の関係でまた水道の話になりますけれども、浄水場の借金が24年くらいで確か全部返し終わるのではないかというふうに記憶しているのですが、もしこれでそれが終わったときにそろそろハツ場ダムの負担金を払わなければならない状況になってくると、なかなか水道会計の方もうまくいように運営するのがちょっと難しいということになれば、今度はその水を貯水池に、農業用水として使える水を今度はハツ場ダムにそれを払うのではなくて、飲料水として確保ができないとか、そういった協議がなされたのかどうか。その辺についてもご答弁をいただきたいと思っておりますので、あまり長くしているといういろいろ答弁を聞いていても私の方も忘れてしまいますので、この辺にしておきますけれども、まずその辺をお伺いして1回目の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 議員のご質問にお答えをいたします。

今回の行財政改革について市としていかなる方法で検討をなさったかというのがまず1点でございますけれども、この関係につきましてはプロジェクトチーム等を編成いたしまして各課からのまたヒアリング等も実施をさせていただき、今回の行財政改革に伴いますところの機構改革をさせていただいたというのがまず第1点でございます。

第2点目の水道部に今度は下水の関係が行くということで、縦割り行政の弊害ということで先ほど回答させていただいたわけですが、いわゆる厚生省だとか、あるいは農林省、いわゆるそういうような水の関係でやはり縦割り行政が必要ではないかというようなご質問かと思っておりますけれども、これは縦割り行政という流れになってくるのではないかとことだと思っておりますが、いわゆる考え方といたしますれば特に課対応ということでございます。片一方は特別会計、片一方は一般会計というような形になるわけございま

すけれども、課で対応するというような考え方の中では特に問題はないのではないかと、このように考えておるわけでございます。また、先ほど調整官の問題でございますけれども、この問題につきましては諮問機関に諮る前の調整ということで考えております。

それから、場所等の問題でございますけれども、現在水道部の方に下水道が行った場合の場所等の関係でございますけれども、現在水道部の方におきまして検討させていただいておるとい実情でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 吉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきまして私どもの方がお答えしているのかどうかちょっと迷うところでございますが、水対策室の設置目的であった工業用水等の検討の結果についてということがまず第1点の主眼だというふうに受け取らせていただきましたが、水対策室の中で10年間の期間を切った水利権の確保ということがまず第1点の目標であるかというふうに考えています。そうした中で、本年3月31日が国から水利権をいただいている切れる期限だというふうに思います。そうした中で市の水対策室におきましては、県の土地改良課、それから高崎土地改良事務所を窓口といたしまして、県に国に対する申請等の調整を委託しておりまして、今回の補正予算にも提案させていただいておりますが、県の方に委託して負担金としてこれを県に納めていくという中で現在ある程度の成果が上がってきて、3月末日までに建設省の方へこれを上げていくということが1点ございまして、まずこれから上げたとしてもすぐ承認になるわけではございませんが、まず1点の水利権の確保というものの事務のめどがある程度ついたというふうに考えられます。

それから、もう1点の工業用水でございますが、工業用水につきましては工業用水道をつくるということはもちろん国の許可か認可かちょっとわかりませんが、それが必要なわけでございます。そうした中で工業用水道をつくるというものは何十億円という費用がかかるというふうに私どもでは聞いております。そうした中で藤岡市の工業を見ますと、内陸型工業、組立型工業というのが藤岡市に進出しております企業の大半だというふうに私どもでは考えております。そうした中で現在西部工業団地におきまして、今1区画まだこれが売れずに残っている中で、工業用水道を創設していくということが適当かどうかという判断がなされているのではないかとというふうに考えておりまして、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 水道部長。

（水道部長 中島征一郎君登壇）



水道部長（中島征一郎君） 吉田議員の質問にお答えいたします。

今質問の中で八ッ場ダムの質問があったわけですが、八ッ場ダムにつきましては計画では今のところ平成18年度で完了する予定でございますけれども、これが多分遅れるのではないかとということで今仕事の方は進んでおります。全体の事業費としては2,110億円を組んでおるわけですが、この金額についてもまた変更で増になるのではないかと考えられます。

それから、建設の負担金関係ですが、昭和62年から始まっております、現在も負担金はお支払いしております。これにつきましては、市の水源といたしまして神流川から暫定的に水をとっておるわけですが、これを暫定水利権ということでいただいているのですが、このダムができて市の負担金も払い切ったという段階では正規な水利権として藤岡市に0.25トンもらえる予定になっております。ダムの関係につきましては、概略なお答えですが、以上で答弁とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（中村菊雄君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） 3期にもなるのに質問の仕方が下手でまことに申しわけないです。いろいろと答弁で納得というか、わかったものもあるのですが、機構改革を進めるに当たってプロジェクトチームをつくって、各担当部署にリサーチ的なことをしたということをやっているということでありましたら、それがうまく推移していくのかと、市長が示す政策的なものに対して進んでいくのかというような気もするのですが、一部リサーチ的なことがうまくいってなかった場所がありまして、そこでもその後において意見を聞いてみたらこれではちょっとまずいのではないかとというような弊害も出た例もありました。そんなことでこの改革が本当に藤岡市にとって、それから市民サービスにとっていいものであれば問題ないのですが、その辺のことをお伺いしておかないとなかなかトップダウンでプロジェクトチームがこうだということで決めてしまって、下の方の窓口が仕事量に対して人数が少なかったりとか、経費が少ないのに事業の量が多かったりとかということになりますと、事業面でもサービス面でも停滞するかとというような心配がありましたので、その辺についてお伺いしたわけですが、今ご答弁いただいたようにいろいろと各部署とも調整をしたということでありましたら、スムーズに市役所の中が機能していくかというような感じがしましたので、それについては理解いたしました。

それから、水利権の関係で経済部長の方から答弁をいただきましたが、3月の末に建設省の方にこれを工業用水に振り分けるということでいいのですか。それをもう一度ちょっとそういうふうに私聞こえたのですが、その辺について。もしそれが工業用水に振り分けられないのであればということで関連して八ッ場ダムの質問をしたのですが、

ハツ場ダムの負担金というのは払っているのは知っております。だから、これから建設が始まると負担金の額が大きくなります。大きくなるのが我々が説明受けたりしているのを聞いているとちょうど浄水場の要するに起債の償還が終わるころにそういったハツ場ダムの建設がだんだん加速をしていくのではないかと、そうするとそのころちょうど浄水場の起債の返還がなくなる。それと同時にハツ場の負担金が跳ね上がるとなると、いつまで経っても水道事業が苦しい状態にいるわけです。だから、これはそうにしてくれというのではなくて、そういう検討をしましたかということで、もし藤岡市にある水がめの水が工業用水にもならない。だったら、今度は飲料水としてできないのかとか、資源が少ない日本ですから、その資源を有効に活用するという意味で、そういう検討をなされてきた中で水対策室が廃止になるというのであればわかるのですけれども、所期の目的が大体検討してきたけれども、目的は達成できないけれども、結論的には今出たというような形で答弁があったと思うのですけれども、その辺についてそのぐらい掘り下げた中で議論がなされたのかどうなのか。その辺について答弁をお願いして2回目の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 経済部長。

経済部長（中野秀雄君） 答え方がちょっとまずかったかということですが、この水利権を取るとことは浄法寺の頭首工から神流川の水をとって一部水道、それから一部藤岡土地改良区の池に水を流しているわけでありまして、この水利権の確保につきまして本年の3月末日が許可の任期切れでありますので、この水利権の更新のために今まで水対策室が事務を行ってきたわけでありまして、そうした中で、県にお願いをしてこの事業を実施しているわけですが、見通しができたということで工業用水ということとはまた違うものというふうに考えています。

議長（中村菊雄君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 質問が下手でまことに申しわけないです。あとでその辺については、もう一度お伺いしたときにお伺いいたします。

それから、最後になりますけれども、政策調整官の関係なのですけれども、一部数課数係がなくなってこういった政策調整官というのができまして、私もちょっと情報を察知しまして見たところ、4名ぐらいの方が政策調整官になられるということで内示的なものがあったように思うのですけれども、給料体系が9級ということで部長級になるわけですね。単純に考えると4人の人が政策調整官に新たにされるということになりますと、経費的には非常に膨らむのではないかというような感じがします。経費が膨らんだからだめだということではなくて、またそこには付加価値とかというものがあまして、この行政がうまく回っていけばそれで構わないのですけれども、この辺で政策調整官が設置をされて、実際は5人だと思っておりますけれども、一人専門官の人が政策調整官に名前がかわっている

のではないかと思うのですが、この4人の人がこれだけの格が上がって、9級職の人が4人増えたというふうに単純には理解しているのです。それが経費削減という部分でどういうふうに機能させていこうと思っているのか。縦割り行政を横割りということでありますけれども、余分にかかるのだけれどもこういうところがスリムになってこうなるからというものがあったらお示しいただいて、これはまだスタートするのがこれからのわけですから、実際その仕事ぶりを見てみないとどういう内容だとかというのはわからないのですけれども、その辺についてわかる範囲で結構ですので、答弁をいただいて最後といたします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） お答えをさせていただきます。

今回、機構改革をさせていただくに当たりましては、1部1課7係を減させていただきます、改めて政策調整官というものをつくっていくわけでございます。議員おっしゃるように9等級というようなお話もございます。これから重要な仕事に携わっていくわけでございます。今後この人たちが十分その場において活躍し、藤岡市がよりよい藤岡市として将来的に運営されていくということであればこれも非常にうれしいのではないかと考えておるわけでございますので、今後を見守っていただければ大変ありがたいというふうに私の方からは回答をさせていただくわけでございます。よろしくお願いいたします。

議長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中村菊雄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第2号藤岡市部設置条例の全部改正について、本案は原

案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中村菊雄君) 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第3号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議長(中村菊雄君) 日程第9、議案第3号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 田中信一君登壇)

企画部長(田中信一君) 議案第3号 ららん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ららん藤岡は、昨年の4月28日にオープンし、以来本年1月までに約120万人の入場者がありました。ご報告いたしますとともに、改めてお礼申し上げます。個別施設に目を向けますと、農産物直売所、観光物産館、高速バス駐車場につきましては、ほぼ計画どおりのご利用をいただいております。このような中、中核施設であります花の交流館につきましては、1月末現在の入館者は2万7,188人、有料入館者につきましては7,274人と平成12年度事業計画の22%にとどまっており、低迷状態が続いております。低迷の要因につきましては、アンケート等の結果から入館料が大きく原因していると認識しております。花の交流館は、花をテーマに地域と地域外の人が交流する場として整備したものです。事業目的の達成には入館者の増員が必須と考えます。そこで、花の交流館の一般展示におけます入場料を無料とすることで、利用増を図りたく、本条例の一部改正をお願いするものであります。

以上簡単ですが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(中村菊雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

松本啓太郎君。

4 番(松本啓太郎君) 花の交流館につきまして質問させていただきます。

花の交流館は、ららん藤岡にとって事業全体の中心的施設であるというふうにあります。また、藤岡市をはじめ群馬県産の花をPRするというようなことでございまして、それで総事業費が19億9,000万円、約20億円でございまして、土地代金というものが5億7,000万円ありますが、抜きましても14億2,000万円というような大変大きな事業でございまして、そういう中にありまして、有料を無料化にするということにつきまして

てこんなに早く見直しをするということにつきましてどのようなお考えを持っておりますか。

それから、入館者が少ないということがアンケートにあったようでございますけれども、それ以外に何か原因があるかと思いますが、あるとすればどんなところかというふうにお考えになりますか、お伺いいたします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） ご質問にお答えをさせていただきます。

12月の議会だったですか、花の交流館についての質問がなされたわけでございます。そのときに回答させていただいたわけでございますが、幾つかの方法があります。アンケートの調査等によりますと、300円あるいは200円と値下げする方法だとか、あるいは有料で入った者について記念品をどうするか、あるいは無料にするとかということである。現在考えさせていただいておりますという回答をさせていただいたわけでございます。その後におきまして、担当部といたしましていわゆる入場者につきましてのアンケート調査をさせていただきました。その結果によりますと、過日の議員説明会でも回答させていただきましたように、60%の方が無料を望んでおられるわけでございます。こうした中におきまして、やはり無料にさせていただきまして大勢の人に来ていただくということによりますれば、他に波及効果も大いにある、このように考えておきまして今回無料にさせていただきます。よくお願いしたいと思っております。

なお、その後開館以来我々の努力不足だということは認識をいたしておるわけでございますが、社会的要因、あるいは生きている施設ということの中から非常に難しい問題もあったかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 松本啓太郎君。

4 番（松本啓太郎君） こんなに早く見直しをしなければならないと、その辺のところの明快な答弁が私はまだ足りないのではないかとこのように思うのですが、それから入場料を無料化にするということで花の展示ということになりますと、縮小するのだろうというふうに想像するのですが、その点。

それと、花の交流館の事業趣旨というのは、地域農業の代表的な生産物である蘭をテーマにした施設の整備を行いというふうにあります。蘭ということになりますと蘭だけでなくほかの花もあろうかと思っておりますけれども、生産者に対しまして無料化にするということについてどんな説明がなされておるかお伺いいたします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 自席からお答えをさせていただきます。

今回、無料化にいたすことにつきましては、今までは専門的な方をお願いしまして、既に説明会の中でもお話をさせていただいたわけでございます。そうした中におきまして、今回無料に踏み切る過程といたしましての運用の形態でございますけれども、花の無料化に伴いまして地域の素材、あるいは人材による展示というものも考えておるわけでございます。また、花の供給及び展示につきましては、藤岡市の園芸協会花卉部会を中心といたしまして花の交流館運営委員会というところに委託ということで考えておるところでございます。特に花を縮小というお話でございますけれども、そのような考え方は特にございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 松本啓太郎君。

- 4 番（松本啓太郎君） 花の交流館を無料化にするということでございますが、アグリプラザは少し別な話かもしれませんが、10%の手数料を15%にする。この花の交流館を1年も経たずにまたアグリプラザも手数料10%を15%にすると、これだけの大事業で1年も経たずにこんなに簡単に変更しているものかどうか。その辺が私大変疑問でございます。もう少し慎重にお願いできたらというふうに思います。

議長（中村菊雄君） 三好徹明君。

- 1 番（三好徹明君） 議案第3号らん藤岡の設置及び管理に関する条例の一部改正について何点か質問させていただきます。先日の議員説明会で企画部の方に1日の平均有料入場者数を事前にお願ひしてありました。6月から今年1月まで、きょうはもう2月が過ぎましたから2月まで結構ですが、1日平均の有料入場者数を説明会のときにいただけませんでしたので、きょうここでもって1日平均有料入場者数を各月別にお願ひしたいと思います。

この条例の一部改正につきまして無料によることを改正したい。そして、別表の第2特別企画による展示を行っている場合には、一般が3,000円以下、小・中学生は1,500円以下、これが主な花館の有料収入になる。花の交流館は約10億円を超える建設費、そしてまだ記憶に新しいのですが1,500万円ぐらいかけた照明器具を後で追加してつけました。ここで議会の議決を経ないということでもかなり議論になったことは皆さんもご存じだと思います。当初の計画でいきますと、有料入場者数の見込みは年間4,000万人、花館の経費は花の管理も含めまして恐らく約9,000万円近くになるだろう。当初7,000万円と書いてありましたが、それは花の管理料、そのほかに人件費であるとか、水道光熱さまざまあります。私の方のクロスパークの方で聞いた中では約9,000万円から1億円近い間の経費が花館には1年間かかるだろうと記憶しております。この新しい

特別企画による展示によってどのくらいの収入を年間見込むのか。これをまず1点お聞きしたいと思います。

その内容について具体的な計画で結構でございますから、お聞きしたいと思います。これは当初ららん藤岡をひっくるめた花の交流館の当初計画そのものが今現実と大きく違った結果が出ている。やはり先ほど松本議員が質問したように、1年も満たない時間の中でこのような無料化を図らなければならないという大きな見込み違いではなかったのかと私は思っております。ですから、今度の改正に当たっても議会に対してより具体的な有料化企画の計画を示していただきたい。

それから、説明会で企画の方から発言がありました。この中にららん藤岡全体が人の交流交差点であるというコンセプトであるから、それにのっかってこの施設は本来文化施設的な要素の大きなものであるというような発言が私には聞こえたのであります。としますと、花館の維持運営はクロスパークから離れて、市の負担になってしまうのか、あるいは今後の運営管理の按分もひとつ明確にさせていただかないと後で誤解を生じるようなことになるのかという心配をしております。まず、先にこの2点をお伺いしたいと思います。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） お答えをいたします。

先ほど議員の方から1日の有料入場者数ということでございますが、1日ではなくして月々に出ておりますので、ご理解をいただければと思いますので、発表させていただきます。4月につきましては有料入場者数が744名でございます。5月が2,613名、6月が869名、7月が620名、8月が716名、9月が332名、10月が433名、11月が356名、12月が281名、1月が320名ということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

それから、2点目の関係でございますが、これから無料にすることによって新しく事業を実施していくのについて幾らぐらいの収入が上がるかということでございますけれども、これにつきましてはまことに申しわけないですけれども、細かい計算等はしておりませんので、後ほどまたご回答させていただければと思っております。また、地域の文化的な云々ということでございます。これに基づきましてもいわゆる花の交流館というものが中心的な施設になるわけでございます。また、これらにつきましてはいわゆるこれからの事業といたしましては、たくさんの事業を計画していかなければならないと考えております。それから、前回の説明会の中で文化的施設云々というようなお話をしたということでございますが、やはりあの施設につきましては文化的施設の要素の強い施設であるという考え方は持っております。それらについては今後やはり十分検討していく必要があるのではない

かと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 今、部長の方から答弁をいただいたのですけれども、私の質問の核心の部分については触れられておりません。この一般3,000円、小・中学生1,500円はららん藤岡の中のメイン施設である花の交流館が生きるか死ぬか、大げさに言いますとここが二度目の企画で生きるか死ぬかにかかっていると思うのです。細かい計算をしていないという答弁なのですが、そのような精査をしないでららん全体を生かしていくための説明になるのでしょうか。私たちは一市民としても、議員としてららん藤岡全体が本当に市長が言うように群馬の玄関口であり、藤岡の顔となって多くの人でにぎわっていただき、そして高らかに掲げた人と交流の交差点クロスパークなのだ、これはまことに立派な理念でありますし、立地を生かした計画だと思っているのです。また失敗されたら困るのです。これは私だけではなくて、ここにいる24名の議員の皆さんが等しく考えていることだと思うのです。心配なあまりいろいろな点を質問しているのです。その辺のところをひとつご理解いただいて答弁していただきたいと思うのです。

細かい計算はしていないとおっしゃいますが、当然していなければ花館の事業計画が立たないと思うのです。私が言っていることが無理なことなのか。どうか考えていただければわかると思うのです。ですから、私たちはその計画が今度またとんざしないようにうまくいけばいいですよ。それを心配しているのです。ですから、その辺のところを議会に対して出していただいて、このようなぐらいのイベントによる収入はこのぐらい上がります。支出はこのぐらいだろうと、それで最初前回立てた入場者数は約4,000万人、経費は七、八千万円はかかるだろうと、しかしその全部が入場者数によって埋められない部分はそこに人を寄せるための経費なのだから、そういう考えだということを私は当時議員になりたてのころお聞きしたのです。そこが今皆さんが言っている、部長が言ったように文化施設的な顔として多くの人々が寄るための経費だという解釈をしていたのです。無料化によって多くの人たちがここに来られるかどうか。無料だからたくさんあそこへ行ってみようとは決して思わないと思います。ひとえにこの下の別表にある特別企画の内容による。これの成否にかかっていると私はそのように思っているわけです。ですから、そういう点からこのものをきちっと私たちに説明していただかないと、安易に無料化をすれば事が済むということではとても私には考えられません。

先ほどもう1点、運営主体はどこになってしまうのかというようなことがありましたけれども、その辺のところも企画の中に有料入場者数のところに重なってくると思いますので、これが明らかにならない限りその辺のところはしっかりした答えが出てこないと思う



のです。先日私がらん藤岡のラーメン屋がすごく行列をなしているという話を聞いたので、人がどんどん入っているのかと行ってみました。そうしましたら各施設の中で約三つの施設が閉鎖しておりました。飲食店が多いわけですが、そのせいかどうかラーメン屋が込んでいたのか、あるいはラーメン屋自体がそれだけの味と内容だったからこうなのか、その辺のところはわかりませんが、ちょっと行った感じではらん全体が何か閑散としている。お店が閉まってシャッターが下りている、あるいは改装工事である、そういうことが1年未満の施設であの数だけの出入りがあるということは、やはりどう考えても花館だけの問題ではない何か大きな問題を抱えているというように感じるわけです。ですから、今回の条例改正の無料化ということだけではなくて、私はらん全体のあり方を考えるべきだ。これは昨年の6月、9月の議会でも同じようなことを私は心配して言っているわけです。ですから、小手先のことはなかなかこの藤岡の顔としての施設が生き返ってこないのではないかとこのように心配するわけです。この辺を2回目ですが、最後にしますので、市長にどのような現状認識でおられるか、そして今後どのようなことを頭に描いていらっしゃるのかお聞きして最後の質問といたします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 自席からお答えをさせていただきます。

まず、議員がおっしゃるように約7,000万円ぐらいということで、いわゆる委託をさせていただいておったわけでございます。それで人件費云々ということでございますが、細かい点についてはちょっと把握しておりませんのでお答えできませんが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、藤岡市の園芸協会の花弁部会の方において、今後運営管理をしていただくという形の中で十分委託料等につきましても話をさせていただいて努力をしていくという考え方を持っておるわけでございます。それが一番大きな要因になるのではないかとこのように思っております。

また、先ほど無料の入場の関係でございますけれども、例えば一つのこちらに資料がありますので、例をお話させていただきますれば、7月2日には移動編集局というのを無料解放の中でさせていただいたわけでございます。土・日・祝祭日のいわゆる入場者数につきましては、無料では36人程度でございますけれども、2日の移動編集局におきましては約1,800の方が無料で入場されたという数字も出ておるわけでございます。また、県民の日10月28日には46名の祭日の無料ということでございますが、この日にも約1,180人の無料の方が入っておるということで、非常に多くの方が入場されておることに対しますれば、非常に多寡に影響を与えるところの効果があるのではないかと考えておるところでございます。なお、先ほどの1,500円、あるいは3,000円というものにつきましての明快な回答ができないということにつきましては、まことに申し

わけないと思っておりますが、よろしくお願いたします。

議長（中村菊雄君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 議員の質問にお答えをいたします。

この問題につきましては、再三にわたってご指摘を受けてまいりました。私もこの事業を取り組む姿勢の中で長年のあそこに一つの懸案があったわけでありまして。草ぼうぼうになってインターのところはどうするのだという私も話の中で何とかしてあの問題を解決すべきだと、これは多くの市民の皆さんが期待をしていたものでございます。しかし、あれでは実現不可能だ、これではだめだということで何度もそういう精査をしてきた経過があるわけです。この事業に踏み切るといことはその決断するといことは私は私なりに責任を持ってやらなければいけないし、また藤岡の将来のために何が今あそこに求められているのかといこと施設の内容等についても十分精査をしてきたつもりでございます。いろいろなお批判をすることは易しいかもしれませんが、実施していく段階の中ではかなりの神経も使い、かなりの調査もしながら、そして議論もしながらやってきたわけです。

いつでも行政が施設をつくると必ず後からついてくることは運営管理にする経費です。みかぼみらい館を見ても、土と火の里を見ても、どうしても行政が運営していくとああいいう形になるわけです。それは施設によって行政が運営しなければならないものとそれから第三セクターなりに民間がそういうことをやるということも当然必要になってくるから、私はあの場所に藤岡市の税金を持ち込むことは運営には絶対ならんと何とかして民間と行政が一体化して、その運営管理をしていこう。したがって、先ほどから議論になっております花館は本当に藤岡市の文化施設と同じようなものだといふふうに思います。本来なら藤岡市がその部分だけを負担してやることも必要なことではなかろうかといふふうにも議論はしてまいりました。しかし、これは何としてもあそこに税金を持ち込むことは将来の藤岡市がああいう施設をつくるたびにそうしたものができてくるのでは、これから固定した経費だけで事業ができないではないかといふ心配の中で民間の活力をかり、そして行政が新たな方向でそういうものをやっていく。そしてまた第三セクターをつくって運営するとき第三セクターといふのはもうこれからみんなつぶしていくのだといふような風評がありますけれども、私は発想の中でこれからの真の意味の行政のあり方においてもそうしたものが必要である。バランスのとれた経営ではありませんけれども、行政もそうしたバランスがとれた形の中での運営のあり方というものも追求していくべきだといふことでやらせていただいていたわけでございます。

ご批判することはたやすいけれども、しかしその身の者は非常に厳しいものがあるわけ

であります。評論家ではありませんけれども、そういうことを世間の人もいっばい言っているかもしれませんが。しかし、我々は今でも真剣にその問題に取り組んでいるつもりであります。私はどうしてもこの事業を計画のとおりに進めていきたい。しかし、おおむね計画どおり進んでおりますし、まだ決算が出ておりませんが、これからは藤岡市からとりあえずお金を入れてそうしようという考え方はそんなに持っていない。本来なら役所の人たちは文化施設なのだから、あの部分は藤岡市から補助金をもらってもいいではないかという発想もあります。しかし、これでスタートしたわけありますから、その補填は第三セクターが経営する施設から補填をしていきたいということの希望で、そういう計算で今やっているわけあります。

したがって、この1年を通して4月28日になってみれば大体およそのいろいろなものが明確にわかってくるというふうに思います。1年足らずでどうしたのだという話もしますけれども、私は悪いところがあったら早く切って取って手術をして、そして出直しをしていくべきだとこれが私の持論であります。したがって、私はそうした措置をしたつもりであります。これから1年を経過して決算を見てもらって、そして皆さん方にまたご議論もいただかなければならないと思いますけれども、そんなにはずれていないというふうに思っております。最近、私も心配して冬場の寒いうち12月、1月非常に落ち込みが激しかった。そういう中で何とかしていかなければいけない。しかし、それが徐々に回復してきている状況であります。それは高速からだんだんに日に日にそういうものが入ってきている。2年3年とやはり私はかかるというふうに思っております。だれが経営しても、だれが商売しても三好議員が何かをやっても100%しっかり計画どおりいかないと思います。わかっているでしょう。だから、ご批判することは勝手だけれども、実際に運営していくことについては相当な神経も使い、相当な努力もしていかなければいけない。これからそういう決意でやらせていただきたいと思うので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。

午後7時45分休憩

午後8時20分再開

議長（中村菊雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（中村菊雄君） 他に質疑はございませんか。

青柳正敏君。

14番（青柳正敏君） ららの花館について何点が質問させていただきたいと思います。

人・物・情報の交流の促進、地域農産物のPRや販路の拡大、また生産者の育成や生産基盤の充実を図ることができるというような事業効果をうたっての花の交流館であります。この建設当初の収支的な説明を受けた中でいただいた資料の中でありますけれども、4,197万円というマイナス、花の交流館単一事業としてこれだけの赤字を我々議会も覚悟した中でこれを立ち上げていったわけでありまして。そういう中において、この機能というものが十分に果たされていなかったのではないかと非常に残念に感じるわけですが、これを無料化にすることによって有料入館者の入館料もまたマイナスということになるわけでありまして。そうすると、市民からいただいた莫大なお金をここにすぎ込むのではないかとという一つの懸念もあるわけですが、最初の4,100万円においてもとにかくこれによって他の施設が潤えばそれが市民へのサービスになるのではないかと、このように感じた中でこれを議会も承認をしていったという経過の中で、なぜこのように有料入館者また施設自体が立ち寄り率等の見込みが違ってしまったのか、この点についてどのような反省があるのかをまず聞かせていただかなければならないのではというふうに思うわけですが。

その中で文化的施設に変えるという中においても、やはり花の展示というものを落とさないようにという中であるからには、やはり展示の花の仕入れ代を7,000万円当初見込んであったわけですが、こういったことになりましてますます花の交流館としてのマイナス的経営になるのではないかと、このように思います。そういう中で企画展だけは有料という中で残すわけですが、これが本当にしっかりしたものでないとますます収支決算が合わなくなってくるというふうに思うわけですが。こういった方向に進むということにおいてまず議会に出すということになればやはり企画展においてもそれではもう13年度においてこういったものが一応は計画されているのだという、そういったものを聞かせていただければありがたいというふうに思うわけですが。

それと、無料にすることによって今まで来ていたららの利用者が花館に入るだけであったとしたら目的達成ということにはならないのではないかと、このように思います。有料を無料にしたことにより新たな立ち寄り者の増というものをどの程度に見込んでおられるのか、この点を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど前者の方からもご質問があったわけでございます。お答えをさせていただいたわけでございます。展示費用につきましては、当初の計画では7,000万円というようなお話をさせていただいておったわけでございます。今後、藤岡市の園芸協会の花弁部会と

話し合いをさせていただきまして花の交流館等の運営委員会というのでできておりまして、その中での管理運営をお願いしていくという考え方を持っておるわけでございます。こうした中における委託料の削減というものも非常に大きなウエートを占めてくるのではないかと考えておるわけでございます。それから、今後の多目的室の利用方法、あるいは2階のギャラリー、こういうものにつきましての計画といたしましては押し花アートだとか、あるいはクリスマスリースの問題、あるいは夏休み工作教室、こういうものも計画の中に入れていかなければならないのではないかと考えておりますし、また2階のギャラリー室等におきましてはいわゆる美術団体等の展示、あるいは老人クラブの作品展というものにつきましても今後十分検討していく必要があるとこのように考えておるわけでございますので、ひとつよろしくお願い申し上げ回答とさせていただきます。

議長（中村菊雄君） 青柳正敏君。

14番（青柳正敏君） この条例は4月1日から施行するという形の中でやはりしっかりした計画も4月においてはこう、5月においてはこうという4分の1期ぐらいの計画というものをやはり持って示すべきではないかというふうに思うわけです。それから、園芸協会の花弁部会と話し合っていくということでもありますけれども、これは既に一度ぐらいこういった業務委託というような形の中で話し合った経緯があるのか、この点について伺いたいと思いますけれども、花弁部会の中における洋蘭組合においては私も生産者の方の家へ伺っている聞かせてもらったわけですが、ららの花館においてどういったメリットがありましたかというような中で、それが全然感じていないというような口ぶりだったわけです。そういったことを考えると、やはりそれでは藤岡地区の鉢物などの小花といたしますか、そういうものとか、また洋蘭といったものを今まで一月当たり最初の目標であれば7,000万円ぐらいの花の展示に費用をかけるという中で、藤岡市の生産において今までにおいては月どのぐらいの生産者からの購入等、そういうような中で地域の農業の振興に当たってこられたのかということもぜひ聞かせていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（中村菊雄君） 企画部長。

企画部長（田中信一君） 自席からお答えをさせていただきます。

既にご承知のように、管理運営等につきましては、株式会社クロスパークの方に委託管理をお願いしておるわけでございます。1年経ちますれば今年の6月ですが、一番早い時期に平成12年度の決算並びに事業報告という形の中で出てまいりますので、そのときに提出をさせていただくということでまたご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

議長（中村菊雄君） 暫時休憩いたします。